

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（情）第15号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和4年5月2日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「東部厚生環境事務所に4月20日付けで提出された審査請求書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象の行政文書を特定し、条例第10条第5号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年5月16日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和4年8月9日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次

のとおりである。

- (1) 令和2年4月24日付けの審査請求人からの開示請求に対して令和4年2月4日に審議会（原文）の答申が出された。審査会の結論は「本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別記1に掲げる部分については開示すべきである」というものであった。これにより同年4月13日広島県知事から裁決書が送付された。主文は「本件処分において不開示とした情報のうち、別表1に掲げる部分については取り消し、開示する。その余の部分については、請求を棄却する。」というものであった。

ところが、同年4月20日付けで〇〇〇〇が審査請求を行ったため、これを執行停止するという通知が同年4月27日付け東厚環第4号であった。

2年近くに及ぶ審議を経て出された結論であるにも関わらず、これが停止されるのにはよほどの理由があるのだろうと思い、〇〇〇〇からどのような理由で審査請求が出されたのか、開示請求をした。

同年5月16日開示された文書はすべてとっていいほど黒塗りで、何が何だかまったくわからなかった。非開示の理由は、「黒塗りの部分については、県の機関における審議に関する情報（条例第10条第5号）に該当であるため」であった。

- (2) 審査会が出された結論をも覆すような理由があるのであるから、理由は堂々と開示されるべきであり、そのように指導されるべきである。

- (3) 条例第10条第5号を調べていると、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部または相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とある。

この条文のどの部分が本件の非開示の理由に当たるのか具体的にご教示願う。

- (4) 条例第10条第7号には「ただし、人の生命、身体、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」

とある。〇〇〇〇のこの事業は産業廃棄物安定型最終処分場の建設であり、汚染物が処分場に搬入されることや汚染水が漏れるといった恐れのある事業である。まさに、生命、身体、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。市民住民には、十分な情報を知らせる責務がある。

- (5) 個人名については開示の要求はしないが公人である会社名等について開示を要求する。

以上の理由に基づき、速やかに本件処分に対する取消しの裁決を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書は、県の機関（審査会）における審議に関する情報である。

本件対象文書のうち、「1 審査請求に係る処分の内容」及び「3 審査請求の趣旨」（以下これらを「本件不開示部分1」という。）の内容については、本件対象文書における審査請求人（以下「別件審査請求人」という。）に対して補正命令をかける予定であったことから、補正前の内容は、「公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当すると判断した。

また、別件審査請求人を特定し得る内容及び「4 審査請求の理由」（以下これらを「本件不開示部分2」という。）について、本件対象文書は、審査会において審査を受けるものであり、県のホームページ上において答申が公開されていないため、本件処分を行った時点において、審査中であることが想定されるものである。

答申が出ていない段階で、内容を公にすることは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当すると判断した。

- 2 開示請求の対象となった文書の記載内容を不開示とするか否かは、条例第10条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かにより判断するものである。

審査請求人は、「2020年4月24日付の開示請求」や「2022年2月4日付

の審議会の答申」など、本件審査請求を行うに至った経緯を説明したものと考えられるが、これらは、別事案に関するものであると考えられ、かつ、条例第 10 条各号の該当について判断する内容ではないため、本件審査請求の争点ではなく、不開示部分を開示する理由とはならない。

3 審査請求人は、「審査会が出された結論を覆す理由があるから理由は堂々と開示されるべきであり、そのように指導されるべきである」と主張しているが、ここで言う「審査会が出された結論」とは、2と同様に、別事案に関するものであると考えられ、かつ、条例第 10 条各号の該当について判断する内容ではないため、本件審査請求の争点ではなく、不開示部分を開示する理由とはならない。

4 審査請求人は、本件処分の理由について具体的に教示するよう求めており、処分の理由については、1で具体的に主張したとおりである。

5 審査請求人は、本件対象文書について、条例第 10 条第 7 号のただし書きが適用されるべきである旨を主張していると考えられる。

しかし、条例第 10 条第 7 号は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」について定めたものであり、本件対象文書である審査請求書は、行政不服審査法に基づいて提出されたものであるため、本号には該当しない。

したがって、ただし書きの適用を受けるものでもないため、不開示部分を開示する理由とはならない。

6 審査請求人は、会社名等について開示を要求しているが、1で主張したとおり、本件対象文書に係る審査請求については、審査中であることが想定されるものである。

答申が出ていない段階で、審査請求人を特定しうる内容を公にすることは、当該審査請求について、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ため、条例第 10 条第 5 号に該当すると判断したものである。

7 以上のことから、本件処分に係る不開示箇所は条例第 10 条第 5 号に規定する「審議等に関する情報」に該当する。

## 第 5 審査会の判断

## 1 本件対象文書について

本件請求は、東部厚生環境事務所に4月20日付けで提出された審査請求書の開示を求めるものである。

実施機関は、審査請求人が求める4月20日付けで提出された審査請求書は、令和4年4月20日付けで提出された審査請求書であると考え、同日付けで東部厚生環境事務所に提出された審査請求書が本件対象文書のみであることから、本件対象文書を特定したものである。

審査請求人は、実施機関が本件対象文書を特定したことについて、審査請求書において何ら主張していない。

このため、当審査会では、本件対象文書について、実施機関が不開示とすべきとしている部分について、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

条例第10条第5号は、県の機関等の内部又は相互間における審議・検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

### (1) 本件不開示部分1について

実施機関は、本件対象文書に係る審査請求（以下「別件審査請求」という。）について、本件の開示請求を受けた時点では、行政不服審査法第23条による補正を命じる予定であったことから、補正前の内容は、「公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」であり、条例第10条第5号に該当すると説明している。

そのため、審査会において別件審査請求の処理経過を確認したところ、令和4年5月16日付けで実施機関は別件審査請求人に対して補正を命じ、令和4年5月20日付けで別件審査請求人は補正を行っていた。

この補正の経過からすると、開示請求を受けた時点では補正を命じる予

定であったとする実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

このことから、開示請求時点においては、本件不開示部分1は未確定な状態であったと認められ、本件不開示部分1が審査請求に係る処分内容及び審査請求の趣旨であることからすると、その補正前の内容は条例第10条第5号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

実施機関は、本件対象文書は審査会において審査を受けるものであり、答申が出ていない段階で、内容を公にすることは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」であり、条例第10条第5号に該当すると説明している。

そのため、審査会において別件審査請求の処理経過を確認したところ、別件審査請求は令和5年2月9日付けで実施機関から当審査会へ諮問されており、開示請求の時点では、諮問される前であった。

また、審査会において対象文書を見分したところ、本件不開示部分2には別件審査請求人名が記載され、審査請求の理由として別件審査請求人の主張が具体的に記載されていた。

これらのことからすると、本件不開示部分2は、条例第10条第5号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(3) 別件審査請求書の一部として提出されている行政文書開示通知書の不開示部分について

実施機関は、別件審査請求書の一部として提出されている行政文書開示通知書（令和4年4月13日付け東厚環第1号）のうち、名宛人名、通知の柱書及び開示に係る行政文書の件名並びに同通知書別表のうち表以外の部分及び表のうち1行目以外の部分（以下これらを「本件不開示部分3」といい、本件不開示部分1、本件不開示部分2及び本件不開示部分3を総称して「本件不開示部分」という。）を、条例第10条第5号に該当するものとして不開示としている。

審査会において対象文書を見分したところ、本件不開示部分3には別件審査請求人名が記載されており、また、別件審査請求の前提となる経緯等

が記載されていた。

これらのことは、本件不開示部分 1 及び本件不開示部分 2 に関連するものであり、本件不開示部分 1 及び本件不開示部分 2 と同様に、本件不開示部分 3 は、条例第 10 条第 5 号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(4) 小括

以上のことから、実施機関が、本件不開示部分について条例第 10 条第 5 号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったことは妥当である。

**3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

**4 結論**

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第 6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年2月9日	・ 諮問を受けた。
令和5年4月21日 (令和5年度第1回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年5月26日 (令和4年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁 護 士
金 谷 信 子	広 島 市 立 大 学 教 授
山 田 明 美	広 島 修 道 大 学 准 教 授